

「職員の給与等に関する報告」に当たって

委員長談話(令和2年11月24日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせるとともに、2回に分けて実施したため、10月23日に、先行して特別給に関する報告及び勧告を実施しました。本日は、月例給等について、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して報告を行いました。

- 2 本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を4月時点で比較したところ、本市職員の給与は、民間給与を42円(0.01%)上回っておりましたが、その較差が極めて小さいことから、月例給については改定を求めないこととしました。

- 3 人事管理に関する課題としては、新型コロナウイルス感染症対策が長期化し、感染症関連業務に従事する職員の負担が著しいものとなっている中、長時間労働の是正に向けた取組を強く求めること、時差出勤などの柔軟な働き方を推進するとともに、テレワークやオンライン会議などICTを積極的に活用した取組を充実させるべきであること、職員の育成・組織の活性化の観点から、有為な職員を確保することや、職員の活躍を促進する組織づくり、職員の健康を確保することが必要であることについて報告しております。

また、定年の引上げに関する検討の必要性についても併せて報告しております。

- 4 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜るようお願いいたします。